

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告（抜粋）

「北海道外アイヌの生活実態調査」関連部分

2 アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

(1) アイヌの人々の現状

① アイヌの人々の居住地域

アイヌの人々は、今でもその多くが北海道に居住しているといわれている。
なお、現代において、アイヌの人々は、自分たちのみの居住地域を形成することはなく、他の日本人と同じ地域で共に生活している。

一方、生活基盤を道外に移したアイヌの人々も少なくないといわれているが、十分に把握されていない状況にある。

(注) 昭和63年の東京都調査によれば、都内に約2,700人のアイヌの人々が居住していると推計されている。

② アイヌの人々の生活・教育の状況等

当懇談会が昨年秋に実施した首都圏在住のアイヌの人々との意見交換の中では、生活の窮状についても述べられているが、道外に居住するアイヌの人々の生活状況については、昭和63年の東京都調査以降、十分に把握されてこなかった。北海道では生活向上関連施策が実施されてきたが、首都圏を初め道外に居住するアイヌの人々には施策が講じられていない状況にある。

3 今後のアイヌ政策のあり方

(1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方

① 先住民族という認識に基づく政策展開

ウ 政策展開に当たっての国民の理解の必要性

日本が近代化に向かって歩みを進めた結果、日本国民全体が自由や民主主義、経済的豊かさといった恩恵を享受することとなった。しかし、その陰で、アイヌの文化は深刻な打撃を受け、今なお、所得水準や高等教育への進学率などアイヌ以外の国民との間で格差が残り、それが差別の原因ともなってきた。アイヌであることを悩み苦しむ若者たちがいる事実から目を背けるべきではない。

③ 政策展開に当たっての基本的な理念

ア アイヌのアイデンティティの尊重

歴史的経緯に起因するアイヌの人々と他の日本人との間の生活や教育面での格差が、アイヌの人々への差別につながり、そのことがアイヌとして誇りを持って生きるという選択を妨げているとも考えられる。したがって、生活・教育の格差を解消するための施策も推進すべきである。これは、憲法第13条の趣旨を実現するための条件整備としての意義を有するということができる。

なお、個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、その拠り所となる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて、先住

民族としてのアイヌという集団を対象とする政策の必要性・合理性も認めなければならない。

(2) 具体的政策

② 広義の文化に係る政策

カ 生活向上関連施策

生活向上関連施策については、現在、北海道において、奨学金、生活相談、就業支援、農林漁業の生産基盤等の整備、工芸技術研修等に関する支援を実施している。

今日の北海道内のアイヌの人々の生活状況等は一定の改善が見られているが、先述の「北海道大学アイヌ民族生活実態調査」等によると、生活保護率や大学への進学率等において、なお格差が存在しており、引き続き生活向上関連施策を実施していくことが求められる。これらの格差の存在により、アイヌの人々がアイヌとしてのアイデンティティを誇りを持って選択することが妨げられ、アイヌ文化の振興や伝承の確保が困難となっている状況も否定できない。また、北海道内に在住するアイヌの人々に対しては施策が講じられる一方で、北海道外在住のアイヌの人々に対しては施策が講じられていない等の課題もある。

このため、アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要であり、北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国の見地から必要な支援策を検討し実施していくことが求められる。その際、支援策の適用に当たってアイヌの人々を個々に認定する手続等が必要となる場合には、透明性及び客観性のある手法等を慎重に検討すべきである。

なお、以上のような生活向上関連施策の展開に当たって留意すべき点は、アイヌの人々は様々な生活の道を選択しているという状況があることであり、これらの人々を本人の意思に関わらず、一律に施策の対象とすることは避けるべきである。